

「パートナーシップ会員」ご加入のお誘い

次世代ソリューションの実現を目指し、関連する企業の皆様と大阪府印刷工業組合の双方に相乗効果のあるパートナーシップ会員制度が発足しました。この機会に是非ご加入ください。

1. 会員特典

特典 1 毎月発行の広報誌「PRI・O」をお届けします

特典 2 毎年発行の「組合員名簿」を無料でお届けします

特典 3 広報誌「PRI・O」広告料の特別割引（入会から1年間のみ）

- 入会時から1年間、毎月の広告料を1万円値引きします。
- （例）年間12回（表2）1頁カラー 1,200,000円 → 1,080,000円（120,000円 off）
年間6回（本文）1/2頁カラー 600,000円 → 540,000円（60,000円 off）



特典 4 刊行物の組合員価格での購入、広報誌「ポケットサービス」の組合員価格でのご利用

- 全印工連や大印工組が発刊する刊行物を組合員価格で購入できます。
- 開封率の高い広報誌に新商品カタログ・展示会案内を同封（有料）いたします。
- 利用料金は一般価格@100円を会員価格@80円で利用できます。（A4判、原則8頁まで）



特典 5 交流会・懇親会へのご参加

- 毎回500名以上が参加する1月の「新春会員交流大会」へご案内します。ここでは大阪府下全域の組合員と交流が図れます。
- 5月の総代会終了後の「情報交換会」へご案内します。ここでは100名以上の「理事役員」や組合員の代表である「総代」との交流が図れます。
- 2年に一度、全国の印刷業者600名以上が一堂に会する「全日本印刷文化典」に参加できます。ここでは日本全国の組合員と交流が図れます。



特典 6 大印工組主催のセミナー・講演会へのご参加

- 様々なセミナー・勉強会、講演会を企画していますので、それらにも参加できます。
- 広報活動を絡めた会員企業の自主企画セミナーも開催可能です。

特典 7 後援・協賛名義のご使用

- 会員企業のプライベートショー・展示会を大印工組が後援、協賛します。
- 特別な場合を除き、会員企業以外の後援、協賛はいたしません。

特典 8 資機材メーカー・ベンダー参加型委員会への参画

- 13支部より委員が選出される委員会に特別委員として参画していただく機会もあり、組合の情報いち早くキャッチし、委員との交流が図れます。



2. 年会費

年間18万円（月額15,000円） ※途中入会の場合は月割金額となります。

3. お問い合わせ先



大阪府印刷工業組合 事務局

大阪市都島区中野町4-4-2 大阪印刷会館4階
電話：06-6353-3035 FAX：06-6352-2360
URL：http://www.osaka-pia.or.jp

パートナーシップ会員規約

令和元年5月17日制定

大阪府印刷工業組合

(目的)

第1条 定款第71条の定めに基づき、「印刷産業の発展」という共通目標の達成に向けて、印刷関連産業との連携により、大阪府印刷工業組合、印刷関連企業等の双方に相乗効果のあるパートナーシップの構築を目的とする。

(会員)

第2条 パートナーシップ会員制度の目的に賛同する印刷関連企業等からの加入申請を受け、常任役員会での仮承認を得た後、理事会での承認を経て、会員となる。

2. パートナーシップ会員は、本部直轄の会員とする。
3. 出資金は徴収せず、組合員章も貸与しない。
4. 脱退しようとするときは、予め本組合に届け出て脱退するものとする。
5. 本組合の事業を妨げまたは妨げようとした場合、故意または重大な過失で本組合の信用を失墜させた場合、または会費の納入を怠った場合、犯罪その他の信用を失わせるような行為をした場合は除名することができる。

(年会費)

第3条 年会費は1社 18万円（月額1.5万円）とし、年一括払いとする。

2. 年の途中で加入の場合は、仮承認を得た月より年度末3月までの月割額を一括で支払うものとする。
3. 納入済の会費は、脱退その他いかなる事由があってもこれを返戻しない。

(利用できる事業および特典)

第4条 会員の利用できる事業および特典は次のとおりとし、仮承認の月より利用できるものとする。

(1) 事業

- ①本組合主催のセミナー・講演会・交流事業への参加
- ②資機材メーカー・ベンダー参加型委員会（各委員会）への参画

(2) 交流

- ①「新春会員交流大会」への参加
- ②総代会懇親会への参加（理事および総代との交流）

(3) 広報関係

- ①機関紙「PRI・0」の購読（購読料は会費に含まれる）
- ②広告料金のパートナーシップ会員価格（組合員価格適用）
- ③ポケットサービスのパートナーシップ会員価格（組合員価格適用）

(4) その他

- ①後援・協賛名義の使用（公益性がある場合は本会員以外にも認めることがある）
- ②全印工連・大印工組発行の刊行物の組合員価格による購入
- ③HP上の「パートナーシップ会員紹介頁」への登録（会員企業HPへのリンク）
- ④その他理事長が認めた事業

(その他)

第5条 本規約の改定については、総代会で決定するものとする。ただし、本規約に定めがない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定するものとする。

付則

この規約は、令和元年 5月17日から施行する。

パートナーシップ会員加入申込書

大阪府印刷工業組合

令和 年 月 日

理事長 高本 隆彦 殿

貴組合の趣旨に賛同し、貴組合定款に定められたパートナーシップ会員として加入いたしたく、申し込みます。

商号			
(郵便番号) 所在地	(〒 -)		
電話番号			
代表者氏名 (登録者)	印		
資本金	設立年月日	年	月 日

<連絡担当者>

担当者氏名			
役職名			
(郵便番号) 所在地	(〒 -)		
電話番号	F A X		
e-mail			

入会希望日	年 月 1 日 より入会希望
-------	----------------

個人情報の取り扱いについて

ご加入に際して本「加入申込書」にご記入いただきました事項を、当組合のDBに登録し、「組合員名簿」として配布もしくは販売し、ビジネス交流等の情報提供のために利用することがあります。この利用目的について✓印のご記入をお願い申し上げます。
(記入のない場合は同意いただいたものとしてお受けいたします)

同意します

同意しません

<組合記入欄>

加入紹介者	商号 氏名
受付年月日	年 月 日

理事長決裁
